

# 「体罰」から子どもを守る土壌をつくるために

岩手県立高校教員 千葉 伸武

教員になりたてのころ先輩教員から「子ども(生徒)になめられるな」「甘く見られるな」「言ってダメなら体で教えろ」といわれた言葉が心に残っています。どのように子どもたちに接するか悩みました。言葉の解釈によっては体罰に頼る指導も許容されることになるのでしょうか。

教科の指導力や学級運営の指導・運営力とともに集団の「統制力」「統率力」が教員の力量として見られている場面もあります。指導場面で許される「懲戒」と「体罰」の境界は何なのでしょう。子どもたちを守るために何が必要なのでしょう。

## 1. 体罰の実態調査

### (1) 文科省調査

2012年末、大阪府の高校で生徒が自死した。運動部の顧問による体罰がきっかけと報じられました。この事件をきっかけに文科省は「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の依頼を各都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会に発出しました。調査は2012年度内の体罰の状況について、13年4月末までに報告させました。

### (2) 調査結果

2013年8月に公表された「体罰の実態把握について(第2次報告)」では次のように示されています。

#### ■ 中学校、高等学校の発生率は1%

#### 被害は1万人超の子どもたちに

発生件数は、表1が示す通り中学校、高等学校の数が際立っており、発生率をみても中学校、高等学校で発生する

率が高いことを示しています。発生率1%という値は中学、高校ともに約3,000校におよび、被害児童生徒数は中学、高校あわせて1万人の子どもたちが「体罰」を受けています。

表1 発生件数・被害児童生徒数(国公私立合計から抜粋)

区分	発生件数	発生率※1	被害児童生徒数
小学校	1,559件	0.37%	2,717人
中学校	2,805件	1.11%	5,853人
高等学校	2,272件	0.91%	5,508人
中等教育学校	11件	0.50%	11人
特別支援学校	47件	0.06%	85人
高等専門学校	27件	0.62%	34人
合計	6,721件	0.66%	14,208人

※1 発生率:発生件数を本務教員数で割ったもの

#### ■ すべての校種で「授業中」に高率で発生 中学、高校では4割が「部活」で発生

体罰時の状況について、発生場面はすべての校種で「授業中」に集中し、さらに中学校、高等学校は、「部活動」の場面が4割を占めています。また、体罰の態様を示す調査結果では、「素手で殴る」が小学校、中学校、高等学校で5割を超えていました。

表2 体罰時の状況

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合計	
場面	授業中	59.1%	24.5%	21.3%	27.3%	57.4%	51.9%	31.8%
	放課後	4.6%	11.5%	10.7%	9.1%	8.5%	7.4%	9.6%
	休み時間	17.1%	11.6%	8.9%	0.0%	10.6%	11.1%	11.9%
	部活動	1.3%	38.3%	41.7%	9.1%	4.3%	7.4%	30.5%
	学校行事	2.9%	2.6%	6.0%	45.5%	4.3%	7.4%	3.9%
	ホームルーム	4.0%	2.9%	3.4%	0.0%	4.3%	0.0%	3.3%
	その他	10.9%	8.6%	8.0%	9.1%	10.6%	14.8%	9.0%

### (3) 文科省通知

調査と並行して文科省は2013年3月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知を出し

ました。通知は「体罰禁止の徹底のお願い」を冒頭で示し、「懲戒、体罰に関する解釈・運用について」もあきらかにし、「部活動の意義をもう一度確認する」ように求めています。さらに「体罰を厳しい指導として正当化することは誤りである」と指摘し、いかなる場面でも体罰を許容できないことを明言しています。

### ■体罰の定義

いかなるものを体罰と見なすのかについて文科省は、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導（通知）」(2007年初中級局長通知)で、「教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。」としながらも、「体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。」としています。

通知と合わせて「学校教育法11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」を示し、体罰、認められる懲戒について、以下（抜粋）のように示しています。

体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
  - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
  - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
  - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
  - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。

- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
  - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
  - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
  - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2)認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

以上の内容から「身体に対する侵害」、「肉体的苦痛」は体罰にあたりと示し、一方で「通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為」は、「肉体的苦痛を伴わないもの」に限って認めると解釈できます。言い換えれば、精神的な苦痛はよいが、身体的、肉体的な侵害、苦痛は認めないと示しています。

## 2. 「体罰」が発生する土壌

### (1) 「権威」の維持

「先生が言ったことは絶対的で、間違いはない」といわれていた時代がありました。「権威」によって教員の存在が維持されていたのかもしれませんが。

現在は「先生」という肩書だけで指示を通すことは少ないと思います。しかし、「先生の言うことが聞けないの」「なぜ先生の言うとおりにできないの」という言葉も死語ではありません。そのような場面でさらに「権威」を振りかざせば、状況はますます悪化し、「権威」を維持するために「体罰」がおこる可能性も否定できません。

### (2) 子どもたち前での指導

「授業中」「部活動」の場面で「体罰」が多く発生していることが文科省の調査結果で明らかになっています。教室や体育館などで子どもたちに「指示を聞かせたい」「活動に集中させたい」と思う場面です。その上で、「体罰」の態様が「素手で殴る」が半数を占めている状況は、予期していない場面で感情的な行動に至ってしまっていることが予測できます。

集団の場面では、時には「静寂」、「話者や活動への集中」、または「危険回避」、「安全確保」等のために子どもたちを統率する指導力が求められます。それも教員評価として働いていることも否定

できず、「権威」や「恐怖」の力にたよった言動に至ってしまうことがあるかもしれません。

### (3) 安全(秩序)の維持

集団活動では、安全や秩序の維持が求められます。小学校の「体罰」は、「休み時間」での発生が調査結果でも示されています。「安全確保」のために危険な行為、規律を乱す、対人トラブル等には、大声での叱責や「罰」による指導が必要になるかもしれません。それは他の子どもたちへの戒めとして効果的な方法かもしれません。見方を変えれば「見せしめ」的な対応となっていれば、体罰との境界を明確に引くことは難しいかもしれません。

### (4) 求められる部活動の「厳しさ」

発生する「体罰」の3割が中学校、高校の部活で起こっています。多くの体罰事例は子どもの「けが」や外部や内部からの通報で判明しています。指導者や子どもたちから「体罰」を指摘する機能を持っていないことが危険です。

「あの部はいつも厳しいよ。だから勝てるんだよ」、「勝つためには、甘やかすな」など、「厳しさ＝勝利」が唱えられてきた傾向があります。

かつて「うさぎ跳び」「ケツバット」「長時間の正座」「水を飲ませない」等の指導が行われた時代がありました。保護者も「二、三発殴ってくれ」「厳しくやってくれ」、「先生にたたかれても文句言うな」と厳しさを求める傾向がありました。負ければ「厳しさが足りない」、「甘やかしている」と保護者やOBから揶揄され、指導者に対してより厳しい指導が求められていました。

現在でも勝利至上主義の中で「厳しい指導」が正当化され、保護者も指導者も勝利のためには少々の「厳しさ」(=体

罰)を容認する風潮があります。

「厳しい指導の成果」として体罰が容認されていることはないでしょうか。教員(指導者)は、自身が受けてきた指導を「当たり前のこと」として実践してしまっていることはないでしょうか。

### 3. 「体罰」を許さない土壌づくり

#### ■学校はチームワーク

指示が通りにくい子どもや集団への対応には苦慮することが多々あります。かつて勤めた学校では体育教師が全体指示の役を担い、他の教員は互いに目配せしながら個々の子が集中できるようにサポートしていました。子どもを集中させることが苦手な私はとても助かりました。学校現場は個人の力量のみで成りたつものではなく、全教職員がすべての子どもたちに関わって育てています。一人のスーパーティーチャーよりも多くのサポーターの存在がチームワークを強くし、子どもたちの安心につながることもあります。

子どもに「言うことを聞かせよう」と奮闘するより、子どもが「言うことを聞こう」と思う先生になるほうが気持ちは楽です。「なめられないように」と虚勢を張るより、同じ目線で一緒に考えて学びあう先生になる方が子どもとの距離は縮みます。子どもと教員の上下関係をつくるより、同じ人間として子どもの気持ちを大切にするとゆとりを持ちたいです。

#### ■学校教育としての部活動

文科省の運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議が報告した「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(2013. 5)では、「部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発

的な参加により・・・」としています。さらに「体罰禁止の徹底、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導」を求めています。

部活動やクラブ活動によって子どもたちの学び、育ちはとても大きく育まれます。人間関係能力や社会規範を学ぶ上でもとても大きな役割を担っています。結果として勝利至上主義になることも理解できます。しかし、今でも練習や試合中に子どもたちに対する指導者または保護者からの罵声を耳にします。部活動が大人たちの自己実現の道具になってはいないでしょうか。子どもたちの人権、尊厳は大切にされているでしょうか。

何のための部活動か、その意味をもう一度問い直し、一部の指導者のみに「勝利の責任」を負わず、大人たちのチームワークの中で、辛さ、苦しさ、喜びを分かちあえたらすばらしいと思います。

#### ■精神的苦痛への配慮を

以前出会った不登校だった子は「みんなの前で恥をかかされた」、「私ばかり注意された」と話してくれました。「懲戒」は、子どもによっては精神的な苦痛による「心の傷」を負ってしまいます。

文科省は「体罰・懲戒の区別」について、「体罰がどのような行為なのか、懲戒がどの程度まで認められるかは、機械的に判定は困難」と示しています。一方で「放課後に教室に残留」、「学習課題や清掃活動を課す」、「学校当番を多く割り当てる」、「練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる」などの事例は「懲戒」として認めています。他の子どもたちへの「見せしめ」、「罰」ともとれる「懲戒」は、子どもの「心」を傷つけ

てはいないでしょうか。「体罰」と言えないのでしょうか。身体的、肉体的な苦痛だけではなく、精神的、心理的な側面での苦痛を踏まえた基準を私たちの心の中に持っておきたいです。

#### 4. おわりに

若い教員が一所懸命対応している姿を「がんばれー」と心の中で応援しています。「子どものため」「指導のため」は常に頭におきながらも感情を抑えられなくなる場面は容易に起こりえます。そんな時、「経験が大きな力を発揮するよ、いつでも相談してほしい」と願いつつ、そんな雰囲気なかなか作れない現実があります。職場で日常的に会話し、気軽に相談しやすい雰囲気をつくるのが「体罰」をなくす近道かもしれません。

### プロフィール

千葉 伸武 (ちば のぶたけ)  
岩手県立高校教員

1989年から養護学校、特別支援学校に勤務しながら、障害者当事者団体と一緒に障害児(者)の社会参加の取り組みにかかわってきた。08年から日教組障害児教育部長、10年から岩手県高等学校教職員組合執行委員を経て、現在、定時制高校に勤務し東日本大震災の復興支援、子どもたちの貧困や不登校、アルバイトの問題に関わる。平和運動として「戦中・戦後のくらし展」や「高校生1万人署名活動」「高校生平和大使」の活動支援をしている。



## 本を紹介します

親と子と教職員の教育相談室 徳永 恭子

### 「学校と暴力」ーいじめ・体罰問題の本質ー

著者 今津 孝次郎 (2014年発行 平凡社新書)

著者の今津孝次郎さんは、教育社会学・学校臨床社会学・発達社会学が専門の大学教授です。この本の主題は、「学校組織の奥深くに潜む暴力」という視点で、社会問題になっている学校でのいじめ・体罰を見直しています。著者は、今の学校は、「隠れた暴力の根から芽が出ようとするとき、適切な対応を取って深刻な事態にならないように防ぐという危機管理体制が概して極め

て低い」と指摘しています。鋭い指摘ですが、実践するには、難しい問題でもあります。この本では、いじめ・体罰問題を議論するとき、具体的な言葉の使い方、問題の立て方、学校に対する基本的な見方を根本からとらえ直す必要があると書いてあります。いじめ・体罰・攻撃性・暴力などの問題をもう一度原点に立ち返って考えてみませんか？